平成２１年（フ）第８１号
島根県大田市仁摩町天河内59番地
債務者　川本　千鳥
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第８６号
島根県大田市静間町188番地45
債務者　月森　朝子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第８９号
島根県大田市五十猛町2237番地乙、前住所島根県大田市大田町大田イ739番地８
債務者　木下　憲児
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１０９９号
横浜市中区新山下３丁目15番７―201号
債務者　青山　富政
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１００号
横浜市中区新山下３丁目15番７―201号
債務者　青山　純子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２２号
横浜市神奈川区松見町３丁目941番地３　レオパレス21妙蓮寺第１―206号
債務者　脇本　　望
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０２号
横浜市緑区長津田６丁目17番22―109号
債務者　宮本　雅美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１２号
横浜市保土ケ谷区仏向町1927番地１　クレアガーデン横濱の丘507号
債務者　池田　尚子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１９号
横浜市磯子区磯子２丁目19番35―508号
債務者　大道寺克美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４９号
横浜市鶴見区平安町１丁目38番地１　レジデンス五月女306
債務者　田中　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７８号
横浜市瀬谷区相沢６丁目４番地17　シティハイム向陽Ⅰ―101号
債務者　佐竹　英治
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０９号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目10番26号　エバーグリーンコーポ203
債務者　山澤　亜紀
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０７号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番３―1009号
債務者　杉山トミヱ
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５７号
横浜市磯子区岡村８丁目17番４―201号
債務者　鴨井　一枝
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６０号
横浜市泉区中田西２丁目13番１号　久ビル３Ｆ―Ａ
債務者　山内　隆三
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部